

市 役 所	12/29 (火) ～ 1/3 (日) 出生、婚姻、死亡届等は 受付ます※死亡届の場 合は事前にご連絡くだ さい
公 民 館	12/28 (月) ～ 1/4 (月)
図 書 館	12/28 (月) ～ 1/4 (月)
麻生運動場 北浦体育館 玉造運動場	12/28 (月) ～ 1/4 (月)
北浦衛生センター 麻生衛生センター 玉造有機肥料 供給センター	12/31 (木) ～ 1/4 (月)
あそう温泉 「白帆の湯」	年末年始も通常通り毎 週水曜のみ休館です。 12/30 (水)
北 浦 荘	12/28 (月) ～ 1/4 (月)
行方市玉造老人 いこいの家	12/26 (土) ～ 1/4 (月) Tel. 0299-55-0150

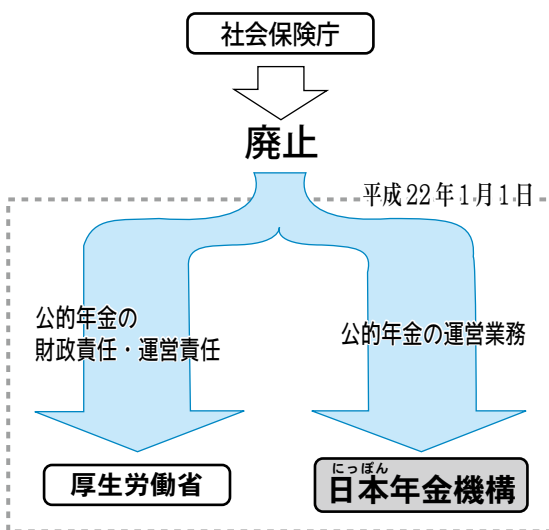
年末年始の休業、休館のお知らせ



12/23(水) (天皇誕生日)	北浦地区の燃えるごみの収集日 ※燃えるごみ以外は、収集しません (美化センター休業日)
12/28(月)	麻生地区 (ごみ収集最終日)
29 (火)	玉造地区 (〃)
30 (水)	北浦地区 (〃) ※美化センター一般受付: 午前 11 時まで
12/31(木) ～ 1/3(日)	美化センター休業期間
4 (月)	麻生地区 (ごみ収集開始日) ※美化センター一般受付: 午前 9 時～
5 (火)	玉造地区 (ごみ収集開始日)
6 (水)	北浦地区 (〃)

12月28日～30日、美化センターは相当の混雑が予想されます。年末の大掃除等によるごみは、できる限りお早めに搬入されますようお願いいたします。

年末年始ごみ収集・一般ごみの受け入れについて
環境美化センター
☎ 0299 (72) 1853



**「日本年金機構」が
来年1月1日からスタート!**
国保年金課 ☎ 0299 (55) 0111

社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします。

国民の皆様は信頼に任せ、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

● 現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

● 日本年金機構の設立に伴い、国民の皆様方に何かの手続きをいただくことは一切ございませんので、ご安心ください。

子育て応援特別手当(平成21年度版)の執行停止について
社会福祉課 ☎ 0299 (55) 0111

支給対象のみなさまへ
— お詫び —

皆様に、お詫びを申し上げなければならないことがございます。

子育て応援特別手当(平成21年度版)に關しまして、その趣旨を活かしつつ、より充実した新しい「子ども手当」の創設など、子育て支援策を強力に推進するため、執行を停止させていただくことといたしました。

この子育て応援特別手当(平成21年度版)では、本年度において小学校就学前3年間に属するお子様1人あたり、3万6千円を支給することとなっていました。

支給対象者の皆様をはじめ、多くの方々に大変なご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

私どもといたしましては、安心して子どもを育てられる社会の構築に向けて、より一層の努力を続けてまいります。

今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働大臣 長妻 昭

〈高額医療・高額介護合算療養費制度〉

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

○世帯内で同じ医療制度に加入している方（同一世帯であっても、国保・後期・社保・共済など別々に計算します）全員が、一年間に支払った医療費（病院や薬局等への支払い）と介護サービス（の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合にその超えた金額を支給します）。

○国保や後期高齢者医療制度に加入している方の申請を、

麻生庁舎総合窓口・北浦庁舎総合窓口・玉造庁舎国保年金課で受け付けます。



（このように負担が軽減されます）

○これまでは、例えば、1年間で、医療費で25万円、介護サービスで25万円を支払い、年間の負担が50万円であったものが、これからは、年間50万円を支払った後、支給の申請をすると、基準額・31万円（世帯全員が市町村民税非課税の場合）を超えた金額（19万円）をお返しすることにより、年間の負担が31万円にとどまります。

○支給の対象となる被保険者の方には、12月から順次お知らせします。

○ただし、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。詳しくは国保年金課までお問い合わせください。

◆平成20年4月から平成21年7月末までの間に

- ・市町村を超える転居をした方
- ・他の医療費保険制度から後期高齢者医療制度又は国民健康保険に移られた方

高額医療・高額介護合算制度の年間自己負担限度額

（ ）はH 20.4～H 21.7

所得区分		後期高齢者医療 +介護保険 [75歳以上]	国民健康保険又は 被用者保険 +介護保険 [70歳～74歳の方が いる世帯]	国民健康保険又は 被用者保険 +介護保険 [70歳未満の方が いる世帯]
現役並み所得者 （上位所得者※1）		67万円（89万円）	67万円（89万円）	126万円（168万円）
一般		56万円（75万円）	56万円（75万円）	67万円（89万円）
低所得者 （住民税非課税）	Ⅱ（※2）	31万円（41万円）	31万円（41万円）	34万円（45万円）
	Ⅰ（※3）	19万円（25万円）	19万円（25万円）	

※1 70歳未満のサラリーマンは標準報酬月額53万円以上

国保は世帯所得が600万円超など

※2 世帯全員が住民税非課税の場合

※3 世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の場合

（収入例：世帯員が一人で年金収入のみの場合、80万円以下）

(麻生地区) 新小学校名を募集します

平成 24 年 4 月に、麻生中学校と麻生第一中学校が統合し、今の麻生運動場に新しい中学校が誕生します。

また、同時期に、麻生小学校、行方小学校、小高小学校が統合し、今の麻生小学校に新しい小学校（ここでは西浦側小学校といいます）が誕生します。さらに、平成 25 年度に、太田小学校、大和第一小学校、大和第二小学校、大和第三小学校が統合し、今の麻生第一中学校に新しい小学校（ここでは北浦側小学校といいます）が誕生します。

市教育委員会では、麻生地区に新しく誕生する 3 つの小中学校の名称を検討するにあたり、「麻生地区統合学校校名検討委員会」を設置し、準備を進めています。

8 月 27 日に開催された第 1 回検討委員会で、中学校名については、「麻生」が旧町名として使用されていたことなど歴史的にゆかりのあること、他の中学校名（北浦中学校、玉造中学校）との調和が保たれることなどの理由から、「麻生中学校」（案）とすることが委員全員一致で確認されました。

一方、小学校名については、2 校の名称を検討する必要があることから、公募することとしました。皆様のご応募をお待ちしています。（※麻生地区は区の班長さん経由で全世帯に、麻生地区の園児・児童・生徒は学校（園）を通じて別途応募用紙を配布しておりますので、そちらもご利用ください。）

●応募要件 (1) 応募は、行方市内にお住まいの方なら誰でもできます。

また、①西浦側小学校②北浦側小学校の双方、あるいは片方のいずれでも結構です。

(2) 地名、歴史、文化等にちなんだふさわしい名称をつけてください。

(3) 校名の意味、理由も書いてください。

●応募方法 官製はがき（または下記の用紙や私製はがきに切手貼付）に必要事項を記入のうえ応募してください。（下記参照）

FAX または各庁舎総合窓口に持参していただいても結構です。

●応募期限 平成 21 年 12 月 25 日（金）

●選考方法 応募の中から検討委員会でふさわしい学校名を選考します。

●応募先 〒 311-1792 行方市山田 2564-10 学校教育課 学校適正配置推進室

TEL 0291-35-2111 FAX 0291-35-1785

↓下の用紙を使用する場合は、点線部分を切り取り、中央で折って内側をのり付けしてください。

①西浦側小学校

校 名
小学校
理 由（意 味）

②北浦側小学校

校 名
小学校
理 由（意 味）

郵便はがき

郵送する場合は 50 円切手を添付

311-1792

行方市山田二五六四の二〇

学校教育課

学校適正配置推進室

行

氏名	住所
年齢	性別

税金

のお知らせ

外国人の方々と国民健康保険

今月の税金

市・県民税 第4期
国民健康保険税 第6期
納付期限(口座振替日)
は 12月25日です。

在留期間が1年以上になる外国人の方々は、私たちと同じように地域の国民健康保険（又は健康保険等）に加入しなければなりません。これは、国際交流の活発化などにより、国内に居住する外国の人々が増加したため、昭和61年に国保の規則が改正されたためです。適用対象とな



る方は、①外国人登録法に基づく登録を受けた者であり、かつ原則として入管法の規定による在留資格をもって日本に在留する者で1年以上の在留期間を決定されたものの、②ただし、在留期間が1年未満であっても、厚生労働大臣が定める在留資格に応じた資料（当該在留資格をもって行う活動の内容及び期間等を証する文書）（別表参照。）により、在留期間の始期から起算して1年以上日本に在留すると認められる者、となっています。このため、適用となる外国人の方々は、日本人と同様「強制加入」となるため、本人の意思により任意に加入・脱退はできないこととなります。また、加入に伴う国民健康保険税も当然に負担することとなります。

（別表）

在留資格	資 料
興 行	活動の内容及び期間を証する文書（招へい機関との契約書等）
文化活動	活動の内容及び期間を明らかにする資料（活動を行う機関が作成した資料等）
就 学	活動の内容及び期間を明らかにする資料（教育を受ける機関が作成した在学証明書等）
研 修	活動の内容及び期間を明らかにする資料（受け入れ機関が作成した研修計画書等）
家族滞在	左記の在留資格を有する者を扶養する者の在留資格及び在留期間を明らかにする資料
特定活動	活動の内容及び期間を明らかにする資料

以前には、風邪などの病気の場合は常備薬を服用し、病状が重くなってから帰国して治療するという場面もあったといわれますが、病気やけがにより医療を受ける外国人も多くなっていることから、公的医療制度の利用が重要となっています。

○研修等で上記①、②に該当する外国人の方は被保険者資格取得届出を必ず提出して下さい。

○出国等で適用除外の要件に該当することとなる外国人の方は、事前に国民健康保険担当課にご連絡いただき、国民健康保険税の精算をしてください。

～国民健康保険税の納期は7月末の第1期から翌年2月末の第8期までとなっています。（これからの納期 12月25日、2月1日、3月1日）～

【お問合せ】

国民健康保険について・・・国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

国民健康保険税について・・・税務課・収納対策課（麻生庁舎） TEL 0299-72-0811